

## 広島県告示第千四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年八月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在 地	土 砂 灾 守 警 戒 区 域
		土 砂 灾 守 特 别 警 戒 区 域
六) 屋田越(八八) 崩壊急傾斜地の 次の図のとおり	広島県廿日市市物見東一丁目地内	
六) 屋田越(八八) 崩壊急傾斜地の 次の図のとおり		土 砂 灾 害 特 別 警 戒 区 域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。